



制限付一般競争入札公告

西原町において、下記のとおり競争入札に付します。

記

1. 入札に付する事項

件名	令和8年度 草木の資源化業務委託（複数単価契約）
委託内容	別紙「仕様書」のとおり
委託場所	西原町内
契約期間	令和8年4月2日～令和9年3月31日

2. 入札参加資格要件

- ①令和7・8年度西原町入札参加資格審査を受け、名簿に登載されている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者。
- ③過去3年の間に地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当していない者。
- ④沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- ⑤国（独立行政法人、公社及び団体を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に実行していること。
- ⑥一般廃棄物処理業の許可を得ていること。または「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の2の5第1項に基づく、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の届出済であること。
- ⑦沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）認定（再生資源含有土壌改良材・肥料・植生基材・再生資源含有防草材）を受けていること。
- ⑧計量法で定める基準に適合する計量器を有すること。
- ⑨西原町内または西原町隣接自治体（那覇市、浦添市、宜野湾市、南風原町、与那原町、中城村）に草木の搬入ができる営業所等を有すること。

3. 入札の手続き等に関する事項

①日程

令和8年3月13日（金） 入札の公告

令和 8 年 3 月 26 日 (木) 入札参加申請書の提出期限
令和 8 年 3 月 27 日 (金) 入札参加資格審査結果の通知期限
令和 8 年 3 月 30 日 (月) 質問書の提出期限
令和 8 年 4 月 1 日 (水) 入札

②入札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 4 月 1 日 (水) 14 時
場 所 西原町役場 2 階 災害対策室

③開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに入札会場にて行う。

④入札参加資格の確認

○入札参加希望者は、下記に掲げる書対を持参により提出すること。(郵送不可)

提出期限 令和 8 年 3 月 26 日 (木) 17 時

提出先 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場 環境安全課 環境保全係

○提出書類

- ・入札参加申請書 (様式 1)
- ・契約実績調書 (様式 2)
- ・過去 2 年間の契約実績を証明する書類 (契約書の写し等)
- ・一般廃棄物または産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物処理施設を一般廃棄物の処理に供することが可能な届出書の写し (産業廃棄物処分業の場合)
- ・廃棄物処理施設技術管理者の資格を証明する書類
- ・沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)認定(再生資源含 有土壌改良材・肥料・植生基材・再生資源含有防草材)を証明する書類
- ・搬入場所の地図 (地番を記載すること)。

⑤入札方法等に関する事項

○入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札委任状を提出されるものとする。

○本件は、複数単価契約であり、各区分ごとに入札金額 (単価) を記載し、各入札金額 (単価) に予定数量を乗じて得た金額及びその合計 (予定総額) を記載すること。
イ 入札書の入札金額 (単価) は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額 (1 円未満切捨て) を記載すること。

ウ 契約金額は、入札書に記載された各単価とする。

エ 入札書の各入札金額 (単価) に予定数量を乗じて得た金額及びその合計 (予定総

額)に誤りがある場合は、この入札書を無効とする。

○入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除する。

契約保証金 各々の契約単価(消費税含む。)に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上。

ただし、西原町契約規則第7条に該当するときは免除する。

○落札者の決定方法

・落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載額をもって入札した者とする。

・落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

○落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を直ちにその場で行う。

○入札の無効

西原町契約規則第27条各号に該当する場合

4. その他注意事項

○本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、町議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。

5. 本公告に関する質問及び回答

○公告及び仕様書等に関する質問がある場合は、基本的にFAX(様式指定なし)で連絡を行うこと。回答はFAX又で質問者へのみ行うが、重要事項については、質問内容及び回答を全参加業者に通知する場合もある。

質問書の提出期限 令和8年3月30日(月)17時

問い合わせ先

西原町 総務部 環境安全課 環境保全係 大田

電話：098-945-5018 FAX：098-946-6086

kankyo@town.nishihara.okinawa.jp

令和8年 3月13日

西原町長 崎原盛秀

